

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 1 月 15 日（火）第2872号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）  
定価 送料共 1 箇月 2,650 円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（※）（森林経営課取扱い） 1

## 告 示

## 鹿児島県告示第29号

鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成25年 1 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県造林事業補助金交付要綱（昭和63年鹿児島県告示第643号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ア中「とき」の次に「（森林経営計画に基づいて行われる間伐又は更新伐と一体的に森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内又は森林経営計画対象林班と隣接し、かつ、路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で間伐又は更新伐が行われるときを含む。）」を加え、同号ウ中「第10条第2項」を「第10条の10第2項」に改め、同項第3号中「第10条の8」を「第10条の8第1項」に、「第5条」を「第5条第1項」に改め、同条第2項第2号ア中「行う場合」の次に「（森林経営計画に基づいて行う間伐又は更新伐と一体的に森林経営計画対象林班内又は隣接林班内で間伐又は更新伐を行う場合を含む。）」を、「ついで、」の次に「森林経営計画ごと（森林経営計画に基づいて行う間伐又は更新伐と一体的に森林経営計画対象林班内又は隣接林班内で間伐又は更新伐を行う場合にあつては、森林経営計画ごと及び森林経営計画対象林班又は隣接林班ごと）及び」を加え、「及び森林経営計画ごと」を削り、同号ア(ア)中「間伐」を「森林経営計画に基づいて行う間伐」に改め、同号ア(イ)中「間伐又は更新伐が」を「森林経営計画に基づいて行う間伐又は更新伐が」に改める。

別表の1の部カ中「又は育成しようとする樹木」を「（伐採しようとする不良木）に、「林分に」を「場合にあつては、この限りではない。）に」に改め、同部キ中「第10条の5」を「第10条の5第1項」に改め、同部事業主体の欄中「同令第11条第8号」を「同条第8号」に改め、同表の2の部(1)の項カ、(2)の項カ及び(3)の項オ中「の林分」を「（天然林にあつては、ⅩⅡ齡級以下）の林分（伐採しようとする不良木の平均胸高直径が18センチメートル未満の場合にあつては、この限りではない。）」に改める。

## 附 則

- この要綱は、平成25年 1 月 15 日から施行する。
- 改正後の鹿児島県造林事業補助金交付要綱の規定は、平成25年 1 月 15 日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。